



野崎貞信保健福祉課長

4月から始まる後期高齢者医療制度は、この少子高齢時代、将来の子どもたちに負担をかけないこと、安心して医療機関に皆さんを通えるようにと作られた制度です。今は準備段階で、実際に運営してみると、いろいろ分からぬことが出てくると思います。これからも皆さんのご理解・ご協力を願うと共に、この制度の内容について、お気軽にご相談いただければと思います。

●問い合わせ●

村保健福祉課
(☎35-2114)
岩手県後期高齢者医療広域連合事務局
(☎019-606-7500)

お気軽に
ご相談ください

険証（短期被保険者証）が交付されたり、保険証を返していただきたい上での場合は、医療費はいったん全額が自己負担となります。

以上簡単に説明しましたが、これからもさらに高齢社会は進むといわ

■後期高齢者医療制度保険料の例

**被保険者
均等割額** **所得割額**

県の平均額……… 35,800円+22,633円=58,433円／年
※所得割額とは被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等×所得割率(6.62%)

**被保険者
均等割額
(7割軽減)** **所得割額**

基礎年金受給者……… 10,740円+なし=10,740円／年
(基礎年金79万)

**被保険者
均等割額** **所得割額**

厚生年金の平均的な
年金額の受給者……… 35,800円+36,410円=72,210円／年
(厚生年金208万)

**被保険者
均等割額** **所得割額**

被用者の子どもと
同居する者……… 35,800円+なし=35,800円／年
(子 平均年収390万、親 基礎年金79万)

※平成20年4月から9月までは被保険者均等割額の徴収を凍結、10月から21年3月までは9割軽減。



**ポイント3 新たな保険料は
年金から天引き**

新しく始まる後期高齢者医療制度では、医療の給付などに必要な費用の総額から、国・県・市町村の負担、現役世代からの支援などの収入の総額を差し引いて、足りない分を保険料で賄います。その保険料は75歳以上の皆さん一人ひとりに支払いが義務づけられ、原則、年金からの天引きとなります。

1人当たりの保険料額は、皆さんに等しく負担していただく「被保険者均等割額」とその人の所得に応じて負担していただく「所得割額」と

の合計額です。1人当たりの保険料の例は下表をご覧ください。

所得の低い人や新たに負担が発生する被用者保険の被扶養者であつた人については、被保険者均等割額が軽減されます。

また、保険料は所得がどんなに高い方でも年額50万円が上限となりますが、保険料は年金額が年額18万円未満の人、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える人は、年金から天引きはしません。納付書や口座振替などにより村に個別に納付することになります。

なお、特別な理由もなく保険料を滞納した場合は、有効期間の短い保険証は4月1日から使用でき、これまで通り医療を受け、医療費の負担も1割負担となります。

高齢化率は65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。国連は、高齢化率が7%を超えた集団を「高齢化社会」とし、14%を超えると「高齢社会」としています。平成19年12月末の村の総人口は3236人、これに対して65歳以上のお年寄りは965人で村の高齢化率は29・8%となります。高齢化率は10年前と比較すると9・7%もアップしています。

高齢化が進む村ですが、4月から始まる後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の人（一定の傷害のある人は65歳以上）は、約500人と試算しています。新制度導入を受け村では、1月11日に後期高齢者医療制度の内容が掲載されたパンフレットを全戸に配布しました。

**増大する医療費を
安定的に賄う制度**

**ポイント1 村での対象者は
75歳以上の500人**

る人は65歳以上）は、約500人と試算しています。新制度導入を受け村では、1月11日に後期高齢者医療制度の内容が掲載されたパンフレットを全戸に配布しました。

その場合、対象者の皆さん1人に1枚新しい保険証が交付されます。村では3月中に皆さんのお手元に届くように予定しています。新しい保険証は4月1日から使用でき、これまで通り医療を受け、医療費の負担も1割負担となります。ただし、課税所得145万円以上、かつ、後期高齢者複数世帯520万円以上、後期高齢者単身世帯383万円以上の人は3割負担となります。

人

は

も

か

れ

ま

す

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

</div